

平成 20 年度  
山梨県公衆浴場入浴料金  
協議会資料

山梨県福祉保健部衛生薬務課

## 目 次

1	山梨県公衆浴場入浴料金協議会要綱	1
2	山梨県公衆浴場入浴料金協議会委員名簿及び席次表	3
3	関 係 法 令	5
4	入浴料金改定申請書	10
5	公衆浴場入浴料金改定経緯	12
6	平成20年度公衆浴場経営実態調査について	13
7	総括原価方式による入浴料金試算表	15
8	都道府県別公衆浴場入浴料金	17
9	消費者物価指数	18
10	県内住宅数と浴室数	20
11	山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合員数推移	21
12	公衆浴場に対する助成状況	22

## 山梨県公衆浴場入浴料金協議会要綱

### (目的)

第一条 公衆浴場における入浴料金の適正な実施を図り、衛生措置の基準の遵守を期するため、知事の諮問機関として公衆浴場入浴料金協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第二条 協議会は知事の諮問に応じ、公衆浴場における入浴料金の価格に関し必要な審議を行うものとする。

### (組織)

第三条 協議会は委員十二人以内で組織する。

### (委員の任命又は委嘱)

第四条 協議会の委員は知事が次の各号に掲げる者のうちから任命し、又は委嘱する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験のある者
- 三 公衆浴場営業者の意見を代表する者
- 四 利用者の意見を代表する者
- 五 前各号のほか知事が適当と認める者

### (委員の任期)

第五条 協議会の委員の任期は、前条第一号に掲げる者のうちから任命される委員を除き二年とする。

- 2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 知事は委員に職務遂行上適当でない行為があったときは、第一項の規定にかかわらず、これを解任することができる。

### (会長)

第六条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第七条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、福祉保健部衛生薬務課がつかさどる。

(その他)

第九条 この要綱に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和三十八年九月三十日から施行する。

山梨県公衆浴場入浴料金協議会委員

平成20年12月17日委嘱

役職名	氏名	備考
県民生活課長	相沢 享	関係行政機関の職員 (任命)
衛生業務課長	清水利英	
中小企業診断士	荒居正次	学識経験のある者 (委嘱)
医師	島田和哉	
山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長	古屋育男	公衆浴場営業者の意見を代表する者 (委嘱)
〃 副理事長	藤巻ひろみ	
〃 組合員	平賀理恵子	
山梨県生活研究グループ 連絡協議会長	深澤光江	利用者の意見を代表する者 (委嘱)
(社)労働者福祉協会 常務理事	梶原一	
老人クラブ連合会 女性委員長	米山富子	

# 席 次 表

会長		山梨県 福祉保健部技監
深澤委員		荒居委員
梶原委員		島田委員
米山委員		古屋委員
相沢委員		藤巻委員
清水委員		平賀委員

事務局

二於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

〔統制額の指定〕

◎物価統制令（抄）

〔昭和二十一年三月三日勅令第百十八号〕

（總理・内務・司法・厚生・大臣副署）

注 平成一八年六月法律第五三号「地方自治法の一部を改正する法律」附則第一六条による改正現在

〔昭和二七年法律第八八号により、昭和二七年四月二八日以後法律としての効力を有す〕

〔価格等の意義〕

第二条 本令ニ於テ価格等トハ価格、運送費、保管料、保険料、賃貸料、加工費、修繕料其ノ他給付ノ対価タル財産的給付ヲ謂フ。

〔統制額を超える契約・支払・受領の禁止、地区により統制額の異なる場合の基準統制額〕

第三条 価格等ニ付第四条及第七条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

②価格等ニ付スル給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於ケル当該価格等ノ統制額トガ異ル場合ニ於テハ当該給付ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外當該給付ノ為サルル地区

物価統制令（抄）

第三十三条 左ノ各号ノ一二該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第一号又ハ第三号ニ該當スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト統制額ニ依ル価格等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ三倍ガ五百万円ヲ超ユルトキ、第二号ニ該當スル者ニ付テハ違反ニ係ル価格等ノ金額ト履行中ノ契約締結當時ノ第三条第一項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額若ハ第四条若ハ第七条ニ規定スル統制額トノ差額又ハ之ニ相当スル金額ノ三倍ガ五百万円ヲ超ユルトキハ罰金ハ当該差額又ハ金額ノ三倍以下トス

一 第三条ノ規定ニ違反シタル者

二 第八条ノ二ノ規定ニ違反シタル者

三 第九条ノ規定ニ違反シタル者

〔併科〕

第三十六条 前三条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

注 平成一二年六月政令第三〇三号「中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令」第四条による改正現在

◎ 物価統制令施行令（抄）

〔昭和二十七年七月三十一日〕  
〔政令第三百十九号〕

〔總理・大藏・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣・経済安定本部總裁署名〕

（都道府県が処理する事務等）

第十一条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

一 令「物価統制令」第三条第一項但書の規定による許可

二 令第八条ノ二但書の規定による別段の定及び許可

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 第一項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第四条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

物価統制令施行令（抄）

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

三 六才未満の者一人についての入浴料金

〔改正〕

一部改正（第二次改正）

（都道府県知事による統制額の指定）

◎公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

〔昭和三十二年九月十二日〕

〔一部改正経過〕

第一次 [昭和五〇年五月九日厚生省令第二号「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の一部を改正する省令」による改正]  
第二次 [平成一二年三月三〇日厚生省令第五七号「食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令」第六条による改正]

第二条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項の規定に基づき、前条第一項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

〔改正〕

全部改正（第二次改正）

〔昭和三十年三月厚生省告示第五十八号の廃止〕

第三条 昭和三十年三月厚生省告示第五十八号は、廃止する。

附 則

この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則（第一次改正）

この省令は、公布の日（昭和五十年五月九日）から施行する。

附 則（第二次改正）抄

この省令は、公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和四八年法律第二百二十一号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

一 十二才以上の者についての入浴料金

二 六才以上十二才未満の者一人についての入浴料金

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（依命通知）

〔昭和三十八年八月九日 厚生省猪環第一二三号〕  
各都道府県知事宛 厚生事務次官通知

標記については、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の施行について」（昭和三十一年九月十三日厚生省発衛第四一一号、各都道府県知事あて厚生事務次官依命通達）をはじめとし、従来しばしば指示してきたところであるが、今後は都道府県における大人、中人及び小人料金並びに婦人洗髪料について、それぞれの最高統制額を改訂しようとする場合の厚生大臣に対する協議は廢止し、都道府県知事限りで最高統制額の指定を行なうこととしたので、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾のないよう配意願いたく、命によつて通達する。

なお、具体的事項については、別途指示する予定であるので、念のため申し添える。

記

- 1 公衆浴場入浴料金の最高統制額を策定しようとする場合には、公衆浴場経営について実態調査を行なうこと。
- 2 公衆浴場入浴料金の最高統制額を決定する場合には、それぞれの都道府県の実情に応じ、公衆浴場入浴料金協議会等を設置し、関係者の意向を十分把握すること。

## ○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

### 〔改正経過〕

第一次改正〔昭和四八年一月一四日環衛第二三二号〕

〔昭和三十八年八月十二日 厚生省環境衛生局長通知〕

標記については、昭和三十八年八月九日厚生省発環第一二三号厚生事務次官依命通達により指示したところであるが、公衆浴場入浴料金の最高統制額を改訂しようとする場合には、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾なきを期されたい。

なお、現在当局において公衆浴場における水質基準を検討しており、近くのことについて指示する予定であるが、公衆浴場における衛生措置の確保については、公衆浴場組合を指導して施設の改善に努めるとともに、公衆浴場利用者の協力を得て国民の保健衛生水準の向上のために格段の御協力を煩わしたい。

### 記

- 1 公衆浴場入浴料金最高統制額を改訂しようとする場合は、おおむね別紙(1)「公衆浴場経営実態調査要綱」に準拠して、経営の実態調査を行なうこと。
- 2 公衆浴場入浴料金最高統制額を決定する場合は、おおむね別紙(2)「公衆浴場入浴料金詰問機関設置要領」に準拠して協議会等を設置し、あらかじめ、十分にその意見を聞き、最高統制額の適正を期すること。

### 別紙(1)

#### 公衆浴場経営実態調査要綱

- 1 この調査は、公衆浴場経営の実態を把握することにより適正な入浴料金統制額の指定を行なう場合の基礎とすること。
- 2 調査の方法は、実地調査及び関係者からの聞き取り調査によること。
- 3 支出についての調査項目は、おおむね別表に記載の事項とし、収入についての調査は、入浴者数の実測調査によるものとすること。
- 4 調査の客体数は、都道府県における最高統制額によつている浴場のおおむね二割以上とし、できる限り平均的な規模の施設を抽出するよう努めること。
- 5 調査の時期は、都道府県の実情によるが、年間を通じた平均的な営業実態を把握しうるよう必要な考慮を払うこと。

### 別紙(2)

#### 公衆浴場入浴料金詰問機関設置要領

- 1 都道府県知事が入浴料金の改訂について意見を聞くためのものとして、その名称及び設置の手続きは都道府県の実情に応じて定めるものとする。
- 2 委員は一二名程度とし、その構成は次のとおりとする。
  - (1) 関係吏員（衛生及び経済主管部関係吏員）
  - (2) 有識者（経営、保健衛生の専門家等）
  - (3) 住民代表（例えば、民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等であつて、公衆浴場を利用している者又は公衆浴場の実情を十分承知している者）
  - (4) 業者代表（公衆浴場を経営している者）

平成 20 年 11 月 7 日

山梨県知事 横内 正明 殿

山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 古屋 育男



### 入浴料金改定申請書

山梨県の公衆浴場入浴料金統制額を下記の通り改定して下さるよう  
ここに申請いたします。

記

#### 入浴料金申請額及び改定希望時期

##### 1 入浴料金申請額

大人（12才以上）	400円
中人（6才以上12才未満）	170円（据え置き）
小人（6才未満）	70円（据え置き）

##### 2 改定希望時期

平成21年 2月 1日

以上

山梨県
衛生業務課
20.11.7
衛業 第 号

## 理由書

現行の入浴料金は平成17年11月1日施行山梨県告示第560号により改定されてから3年になります。

我々業者は物価統制令下の料金のもと懸命の努力にもかかわらず、公営浴場、スーパー銭湯など大型施設の進出による影響が大きく、営業環境は日ごとに厳しく廃業者が続出しております。今日、県及び市から暖かいご配慮により、設備改善補助などの助成措置を頂いておりますが、公衆浴場の存続を図るためには抜本的な公の支援が必要です。

既に平成18年より消費税法の改定による課税が実施されております。

統制額の改定による料金の値上げは、利用者の減少となり增收にはならず業者は二の足を踏むのが現状です。

このような折、原油の高騰による燃料費の負担も大きく、企業（営業）努力も限界を越え入浴料金改定をお願いすることになりました。

よろしくご理解の上ご配慮をお願いします。

**山梨県公衆浴場入浴料金改定経緯**

年月日	区分	大人 (12歳以上)	中人 (6歳以上12歳未満)	小人 (6歳未満)	洗髪料	
S40.11.1	A地区	28円	15円	8円	5円	
	B地区	26	14	7	5	
	C地区	23	13	7	5	
S43.1.20	A地区	30	20	10	10	
	B地区	28	18	8	8	
	C地区	25	17	8	8	
S44.12.15		35	20	10	8	
S46.4.15		38	"	"	"	
S46.7.25		40	"	"	"	
S47.9.1		48	"	"	10	
S48.9.1		60	30	15	"	
S49.8.1		80	40	20	20	
S50.7.1		90	"	"	"	
S51.1.1		100	"	"	"	
S51.4.1		110	50	30	"	
S52.1.1		130	60	"	30	
S53.1.1		140	"	"	"	
S53.6.20		155	"	"	"	
S54.7.15		170	75	"	"	
S55.8.1		190	90	40	"	
S58.3.1		200	100	50	"	
S61.1.25		230	"	"	20	
S63.1.25		250	"	"	廃止	
H2.1.25		270	110	60	—	
H4.1.25		290	120	"	—	
H6.1.25		310	130	70	—	
H9.1.25		330	150	"	—	
H11.12.24		350	170	"	—	
H17.11.1		380	"	"	—	

## 公衆浴場経営実態調査について（平成20年度）

### 1 目的

公衆浴場の経営の実態を調査診断し、公衆浴場対策の参考資料とする。

### 2 根拠

#### ○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

(昭和38年8月12日厚生省環境衛生局長通知)

「入浴料金の統制額を策定しようとする場合には、経営実態調査を行い、適正な入浴料金統制額の指定を行う場合の基礎とすること。」

### 3 調査概要

#### (1) 対象 県内公衆浴場 8施設

- ・ 地域的バランス、施設の規模等を考慮して選択
- ・ 同一の施設を継続して調査することで、収入や経費等の動向の変化を把握することが出来ることから、前年度調査対象施設を継続して調査を実施するとともに、適宜、新たな施設も加える。

#### (2) 調査項目

① 収入金額 : 入浴料金収入、付帯事業収入、営業外収入、補助金

② 営業費用 : 人件費、用水費、光熱費、燃料費、減価償却費、修繕費、公租公課、保険料、備品消耗品費、会費、交際費、支払利子、付帯事業費、通信費、賃借料、雑費

③ 特別勘定 : 資本報酬、建物再調達費

④ 資産、資本、借入金状況

### 4 診断結果概要（詳細は次ページ以降）

① 必要経費 (平均) 13,010千円／年

② 入浴者数 (平均) 30,220人／年

③ 必要入浴料金 (平均) 433円／人

## 用語の解説

項目		内容
収入関係	入浴料金収入	入浴料金として徴収した額
	附帯事業収入	入浴料金以外に、公衆浴場業に付随した事業で得た額
	補助金その他	県又は市町からの公衆浴場業に対する補助金等、上記以外の収入
	人件費	事業主の給与相当額(法人経営の場合は、従業員を兼務する役員で当該法人を代表する者の給与を含む。)及び従業員(家族専従者を含む。)の給与のほか、臨時の非常勤従業員の給与、従業員の退職給与金等
	用水費	上水道使用料及び下水道使用料
	燃料費	重油、その他の燃料(営業用自動車、湯屋暖房等に必要な燃料を含む。)の購入費
	光熱費	電気使用料
	消耗品費	燃料費及び修繕費に含まれない消耗品(原材料及び清掃、照明等の業務用消耗器材器具を含む。)の購入費
	修繕費	公衆浴場業に供する施設(土地、建物等)及び設備を通常の状態において保守し、維持するために必要な修繕料。なお、修繕のための原材料購入費を含むが、資産の帳簿価額の増加の原因となるような大修繕の費用は除く。
	借地料・借家料	公衆浴場業に必要な借地料、借家料等
営業費用関係	備品費	公衆浴場業の用に供する施設に附帯する設備備品及び営業者以外の什器備品の購入費
	保険料等	公衆浴場業の用に供する施設の火災保険料等
	旅費・交通費	公的機関に対する業務連絡、関係団体の行う会合への出席等に必要な旅費及び交通費
	会費・交際費	公衆浴場業の関係団体会費、その他公衆浴場の経営のために直接必要と認められる交際費
	減価償却費	公衆浴場業の用に供する事業用固定资产であつて、調査対象年の年間を通じて保有、又は中途において増加したに取得価格又は帳簿価額について行う減価償却費。なお、減価償却は、定額法によつてものとし、減価償却資産の残存価格及び耐用年数は税法関係法令に定めるところによる。
	公租公課	公衆浴場経営にかかる全ての公租公課。なお、事業主の給与相当額なかかる所得税、県民税及び市町村民税は除く。
	支払利息	施設設備資金等、公衆浴場経営に直接かかる借入金の支払利息
	附帯事業費	公衆浴場業に付隨した事業の原材料購入費
	その他諸経費	以上の営業費以外の公衆浴場経営に必要な事務及び業務(広告料等)のための経費
	資本報酬	自己資本の10%
特別勘定関係	建物再調達費	賃借対照表の資産の部に計上された前期末の建物(その従物を含む。)の帳簿価格の5%

## 公衆浴場入浴料金統制額一覧

平成20年12月1日現在

都道府県名	施行年月日	入浴料金(円)			
		大人	中人	小人	洗髪
北海道	平成20年8月11日	420	140	70	0
青森県	平成20年10月20日	420	150	60	0
	平成18年10月15日	390	150	70	0
	平成19年4月1日	400	140	80	0
	平成12年4月1日	360	130	90	0
	平成7年4月1日	300	120	80	0
	平成19年9月1日	400	150	90	0
茨城県	平成10年3月1日	350	130	70	0
	平成19年8月24日	390	150	80	0
	平成9年12月1日	360	150	70	0
	平成18年12月26日	410	180	70	0
	平成18年12月1日	420	170	70	0
	平成20年6月15日	450	180	80	0
	平成20年8月1日	450	180	80	0
	平成17年11月1日	380	170	70	0
	平成19年1月1日	380	150	70	0
	平成19年1月1日	390	140	70	0
富山県	平成20年5月27日	400	120	60	0
	平成20年4月1日	420	130	50	0
	平成19年4月1日	400	150	70	0
	平成17年4月1日	360	140	70	0
	平成18年8月30日	400	150	70	0
	平成20年7月1日	380	150	70	0
福井県	平成20年10月1日	400	120	60	0
	平成20年5月1日	400	140	80	0
京都府	平成20年8月1日	410	150	60	0
	平成20年4月21日	410	130	60	0
	平成17年1月1日	380	130	60	0
	平成20年12月1日	400	140	80	0
	平成18年4月1日	390	140	80	0
兵庫県	平成18年1月1日	350	120	60	0
	平成17年9月6日	350	130	70	0
	平成20年10月31日	410	160	70	0
	平成19年12月25日	400	150	70	0
	平成20年6月23日	390	150	80	0
福岡県	平成20年10月1日	360	150	60	0
	平成20年4月1日	360	150	60	0
	平成20年8月1日	360	150	70	0
	平成13年4月1日	330	130	60	0
長崎県	平成18年12月1日	410	170	60	0
	平成19年3月15日	350	150	80	0
	平成8年2月15日	280	130	80	50
	平成19年1月12日	380	150	70	0
	平成19年2月1日	360	120	60	0
	平成20年2月1日	350	130	60	0
	平成18年6月20日	360	140	80	0
	平成18年2月11日	370	170	100	0

全国平均値	383	145	71
-------	-----	-----	----

東北平均値
378 140 78

関東平均値
398 160 73

東海平均値
393 140 65

近畿平均値
399 136 69

中国平均値
380 142 70

四国平均値
353 145 63

九州平均値
358 145 74

平成 20 年 9 月 分

## 甲府市消費者物価指数の動向

○ 総 合 指 数 104.3

○ 前 月 比 0.2%

○ 前 年 同 月 比 3.2%

### 1 概況

・総合指数（平成17年を100とする。以下同じ。）は104.3となり、前月比0.2%の上昇、前年同月比3.2%の上昇となった。

全国の総合指数は102.7となり、前月と同水準、前年同月比2.1%上昇のとなった。

・生鮮食品を除く総合指数は103.6となり、前月比0.2%の下落、前年同月比3.1%の上昇となった。

全国の生鮮食品を除く総合指数は102.6となり、前月と同水準、前年同月比2.3%の上昇となった。

### 2 上昇及び下落している主な項目

#### (1) 前月との比較

##### ▲ 上昇した主な項目

果 物	14.8%
(生鮮果物	15.4%)
野 菜 ・ 海 藻	7.0%
(生鮮野菜	10.5%)
室 内 装 備 品	6.3%
シャツ・セーター・下着類	6.2%
衣 料	6.1%

##### ▼ 下落した主な項目

衣 料	6.5%
肉 類	6.3%
油 脂 ・ 調 味 料	5.6%
調 理 食 品	5.6%
設 備 修 繕 ・ 維 持	5.5%

#### (2) 前年同月との比較

##### ▲ 上昇した主な項目

他 の 光 热	5.4.5%
室 内 装 備 品	1.6.4%
ガ ス 代	1.3.7%
家 事 用 消 耗 品	1.1.5%
穀 類	1.0.9%
魚 介 類	9.2%
(生鮮魚介	5.4%)
乳 卵 類	8.1%
菓 子 類	7.9%
自 動 車 等 関 係 費	7.3%
電 気 代	6.8%

##### ▼ 下落した主な項目

衣 料	6.5%
肉 類	6.3%
油 脂 ・ 調 味 料	5.6%
調 理 食 品	5.6%
設 備 修 繕 ・ 維 持	5.5%
酒 類	5.4%
教 養 娯 楽 用 耐 久 財	-18.8%
保 健 医 療 用 品 ・ 器 具	-6.0%

## 甲府市消費者物価指数

(平成20年9月分)

平成17年=100

費 目	全国 指 数	当 月 指 数	前 月 指 数	前年同 月指 数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
総 合	102.7	104.3	104.1	101.1	0.2	3.2
食 料	104.5	107.2	106.1	101.6	1.0	5.5
穀 類	105.7	107.2	106.9	96.7	0.3	10.9
魚 介 類	106.2	105.8	109.5	96.9	-3.4	9.2
肉 類	107.6	112.5	113.0	105.8	-0.4	6.3
乳 卵 類	104.5	101.3	104.1	93.7	-2.7	8.1
野 菜 ・ 海 藻	105.6	111.7	104.4	108.0	7.0	3.4
果 物	103.9	137.7	120.0	131.3	14.8	4.9
油 脂・調味料	104.7	101.8	100.5	96.4	1.3	5.6
菓 子 類	107.8	103.7	103.6	96.1	0.1	7.9
調 理 食 品	105.2	106.4	107.5	100.8	-1.0	5.6
飲 料	96.5	96.3	95.7	97.1	0.6	-0.8
酒 類	100.1	103.3	102.9	98.0	0.4	5.4
外 食	103.4	104.9	104.8	101.7	0.1	3.1
住 居	100.0	101.8	101.9	101.6	-0.1	0.2
家 賃	99.7	101.2	101.2	101.7	0.0	-0.5
設備修繕・維 持	101.6	106.0	106.5	100.5	-0.5	5.5
光 熱 ・ 水 道	113.8	115.1	115.4	103.8	-0.3	10.9
電 気 代	105.7	108.3	108.3	101.4	0.0	6.8
ガ ス 代	115.3	118.1	118.1	103.9	0.0	13.7
他 の 光 熱	191.3	202.3	206.7	130.9	-2.1	54.5
上 下 水 道 料	101.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
家 具 ・ 家事用品	96.1	103.6	101.9	98.2	1.7	5.5
家庭用耐久財	84.7	97.6	96.7	94.9	0.9	2.8
室 内 装 備 品	94.5	99.9	94.0	85.8	6.3	16.4
寝 具 類	97.7	99.3	99.3	99.5	0.0	-0.2
家 事 雑 貨	103.6	106.8	106.6	103.1	0.2	3.6
家 事 用 消 耗 品	104.3	111.5	107.4	100.0	3.8	11.5
家 事 サ ー ビ ス	100.9	100.2	100.2	100.2	0.0	0.0

平成15年 住宅・土地統計調査結果  
住居の現状

## 2-8 住宅の設備

### ●水洗化率は 91.9%、浴室保有率は 98.1%

水洗トイレ(浄化槽による水洗トイレを含む)のある住宅は279,800戸で、10年の261,700戸から18,100戸(6.9%)増加し、水洗トイレのある住宅の割合(水洗化率)は、91.9%(全国88.4%)となっている。  
また、浴室のある住宅の割合(浴室保有率)は98.1%(全国95.7%)となっている。

表2-10 設備状況別住宅数

区分	総数	台所		トイレ				浴室		水洗化率 (%)	浴室 保有率 (%)		
		専用	共用	水洗	水洗で ない	洋式トイレ		あり	なし				
						あり	なし						
昭和58年	224,300	221,600	2,600	125,200	99,000	—	—	208,900	15,300	55.8	93.1		
63年	238,900	237,400	700	167,300	70,800	—	—	230,600	7,500	70.0	96.5		
平成5年	267,000	264,700	700	212,300	53,100	—	—	259,100	6,300	79.5	97.0		
10年	297,700	294,900	500	261,700	33,700	—	—	291,100	4,300	87.9	97.8		
15年	304,400	301,400	300	279,800	25,700	267,700	34,000	298,500	3,200	91.9	98.1		

○山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合員数の推移

平成20年4月現在

年度	組合員	年度	組合員	年度	組合員	年度	組合員	年度	組合員
S 33	128	44	111	55	61	3	38	H 14	26
34	128	45	105	56	61	4	38	H 15	25
35	128	46	96	57	58	5	36	H 16	22
36	128	47	88	58	57	6	34	H 17	22
37	128	48	80	59	49	7	30	H 18	22
38	128	49	78	60	47	8	30	H 19	20
39	128	50	76	61	43	9	29	H 20	18
40	121	51	71	62	41	10	27		
41	119	52	68	63	41	11	27		
42	119	53	63	H元	40	12	27		
43	113	54	63	2	39	13	27		

○市町村別公衆浴場（錢湯）施設数 平成20年4月現在

市町村	施設数
甲府市	15
甲州市	1
都留市	1
笛吹市	1
計	18

平成 20 年度浴場助成制度

補助金制度(施設・設備費補助金)		制度名称	山梨県公衆浴場施設設備改善資金補助金	制度創設年度	昭和 48 年度
補助事業の内容	公衆浴場営業者が行う施設改善事業に対し、市町村が助成した場合にその一部を補助する。				
交付対象者	公衆浴場営業者が行う施設改善事業に補助する市町村				
交付方法	間接補助(負担割合：市町村 1/3, 県 2/3)	補助率	1/2		
(摘要)	補助対象限度額 補助限度額	2,000千円 1,000千円			
	当初予算額	3,330千円			

補助金制度(補助金)		制度名称	公衆浴場業生活衛生同業組合振興事業費補助金	制度創設年度	昭和 63 年度
補助事業の内容	山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合が実施する振興事業に対し補助金を交付する。				
交付対象者	山梨県公衆浴場業生活衛生同業組合				
交付方法	直接補助	補助率	総事業費の 1/2 以内。 補助限度額 400 千円。	対象予定浴場数	18
(摘要)	当初予算額	400千円			

平成20年度 浴場助成制度調（市町村分）

市町村	対象浴場数	水道減免措置		固定資産税減免措置	
		上水道	下水道		
甲府市	15		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金は同じ。</li> <li>・従量料金 一般：使用量によって課金。 浴場用：30円／m<sup>3</sup>に固定。</li> </ul>	○	浴場用土地・建物にかかる固定資産税の2／3を減額。
甲州市	1			○	
都留市	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金は同じ。</li> <li>・超過料金 一般：使用量によって課金。 浴場用：25円／m<sup>3</sup>に固定。</li> </ul>			
笛吹市	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金は同じ。</li> <li>・超過料金 一般：使用量によって課金。 浴場用：65円／m<sup>3</sup>に固定。</li> </ul>		○	
計	18				